

令和4年度

財政援助団体等監査結果報告書

新座市監査委員

新監発第162号
令和4年12月1日



新座市長 並 木 傑 様

新座市監査委員 松 本 四 郎

新座市監査委員 池 田 貞 雄

令和4年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定による令和4年度財政援助団体等監査を新座市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

1 監査の対象

(1) 対象施設

新座市民会館

(2) 対象施設の指定管理者

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(3) 所管部署

教育総務部生涯学習スポーツ課

(4) 監査対象事務

新座市民会館の管理及び運営

(5) 監査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 監査の着眼点

施設が適切に運営されているか、また、指定管理委託業務に係る出納その他の事務が適正に行われているか。

3 監査の実施内容

指定管理料に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から事業の内容等について説明を聴取するとともに、関係帳簿及び証拠書類の調査を実施した。

4 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 実施日

令和4年11月8日

5 指定管理者の概要

(1) 名称

株式会社ケイミックスパブリックビジネス

(2) 所在地

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

(3) 指定期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

6 公の施設の概要

(1) 名称、所在地、建築概要及び施設内容

名称	所在地	建築概要	施設内容
新座市民会館	新座市野火止一丁目1番2号	建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建て 延床面積：5,735㎡ 敷地面積：6,600㎡	会館ホール：舞台、客席、楽屋1、楽屋2、楽屋3、リハーサル室 第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室、第5会議室、和室、事務室、ホワイエ、厨房、第1駐車場、第2駐車場、駐輪場、中央図書館併設

(2) 主な業務

- ア 施設等の利用の許可に関すること。
- イ 施設等の維持管理に関すること。
- ウ 会館の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
- エ 公衆無線LANサービスの提供に関すること。
- オ 住民用複写機の利用者への提供に関すること。

7 監査の結果

公の施設の管理及び運営に係る業務、出納並びにその他の事務については、おおむね有効かつ適正に執行されていた。ただし、次の事項については改善されたい。

(1) 利用料金の承認手続の不備について

令和元年10月1日から消費税が増税されることに伴い、同日付けで新座市民会館の利用料金の変更を行っていたが、新座市民会館条例（以下「会館条例」という。）第23条第2項に基づく承認の手続及び決裁を行っていなかった。会館条例に基づき適正な事務執行をしていただきたい。

(2) 市が契約する自家用電気工作物保守点検、機械警備及び冷暖房機器賃貸借の支出事務の委託並びに一部費用の不要な支出について

市が契約する自家用電気工作物保守点検、機械警備及び冷暖房機器賃貸借契約に係る費用について、地方自治法第243条により支出事務の委託はできないにもかかわらず、指定管理者に支出させていた。また、当該必要経費を指定予算額として指定管理料に含め、指定管理者に支出していたが、自家用電気工作物保守点検及び冷暖房機器賃貸借については、その指定予算額の決

定に当たって、必要がない金額を計上し、支出していた。法令に基づき、適切な事務執行を求めるとともに、指定管理料を決定するに当たっては、金額の根拠を精査、確認していただきたい。